

2) 立川崖線で見られる生物例

市民団体である昭島環境遺産の会による平成 18 年度調査等によると、崖線の緑地及びその周辺においては、以下の生物が主に観察されている。

なお、専門的な調査を実施すれば、さらに別の生物が生息していることが十分予想される。

鳥類

ヒヨドリ シジュウカラ メジロ ウグイス ムクドリ オナガ カワセミ

カルガモ サギ類の仲間

昆虫類

ゲンジボタル オバボタル ハグロトンボ アキアカネ コオロギ イトトンボの仲間

魚類等

ウグイ クチボソ カワムツ フナ コイ ナマズ ウナギ ドジョウ シジミ カワニナ

タニシ ザリガニ類の仲間

その他

ハクビシン タヌキ モグラ ヤマカガシ アオダイショウ マムシ ネズミの仲間

3) 保存樹林・保存樹木の制度と現状

立川崖線は、市域の南部に位置するが、本市ではこの崖線に沿って古くから集落が形成されてきた。こうした地域には、民家の庭や周囲を中心に、ケヤキ等の大木、古木が見られることから本市では、「昭島市の緑を守り育てる条例（昭和61年4月1日）」に基づき、保存樹木¹及び保存樹林²を指定し、剪定費用の助成（剪定費用の3分の2、上限10万円まで支給）などを実施して緑の保全に努めている。

しかし、近年、保存樹木・保存樹林とも開発等の影響により減少傾向にある。

保存樹木 …… 177本（平成18年3月。平成3年より82本減少し8本新規登録）

保存樹林 …… 1.30ha（平成18年3月。平成3年より0.77ha減少）

表2-2 保存樹林の現状

指 定 番 号	所 在 地	面 積	備 考
保存樹林 No. 1	郷地一丁目	1,600 m ²	
保存樹林 No. 3	福島一丁目	72 m ²	
保存樹林 No. 6	中神二丁目	712 m ²	
保存樹林 No. 7	宮沢二丁目	948 m ²	
保存樹林 No. 9	大神四丁目	882 m ²	
保存樹林 No.10	大神四丁目	188 m ²	
保存樹林 No.11	大神四丁目	528 m ²	
保存樹林 No.16	田中二丁目	751 m ²	
保存樹林 No.21	美堀五丁目	2,950 m ²	公開樹林・崖線外
保存樹林 No.23	田中二丁目	336 m ²	
保存樹林 No.24	宮沢二丁目	736 m ²	
保存樹林 No.25	宮沢二丁目	723 m ²	
保存樹林 No.27	緑 四 丁 目	595 m ²	公開樹林・崖線外
保存樹林 No.29	田中二丁目	376 m ²	

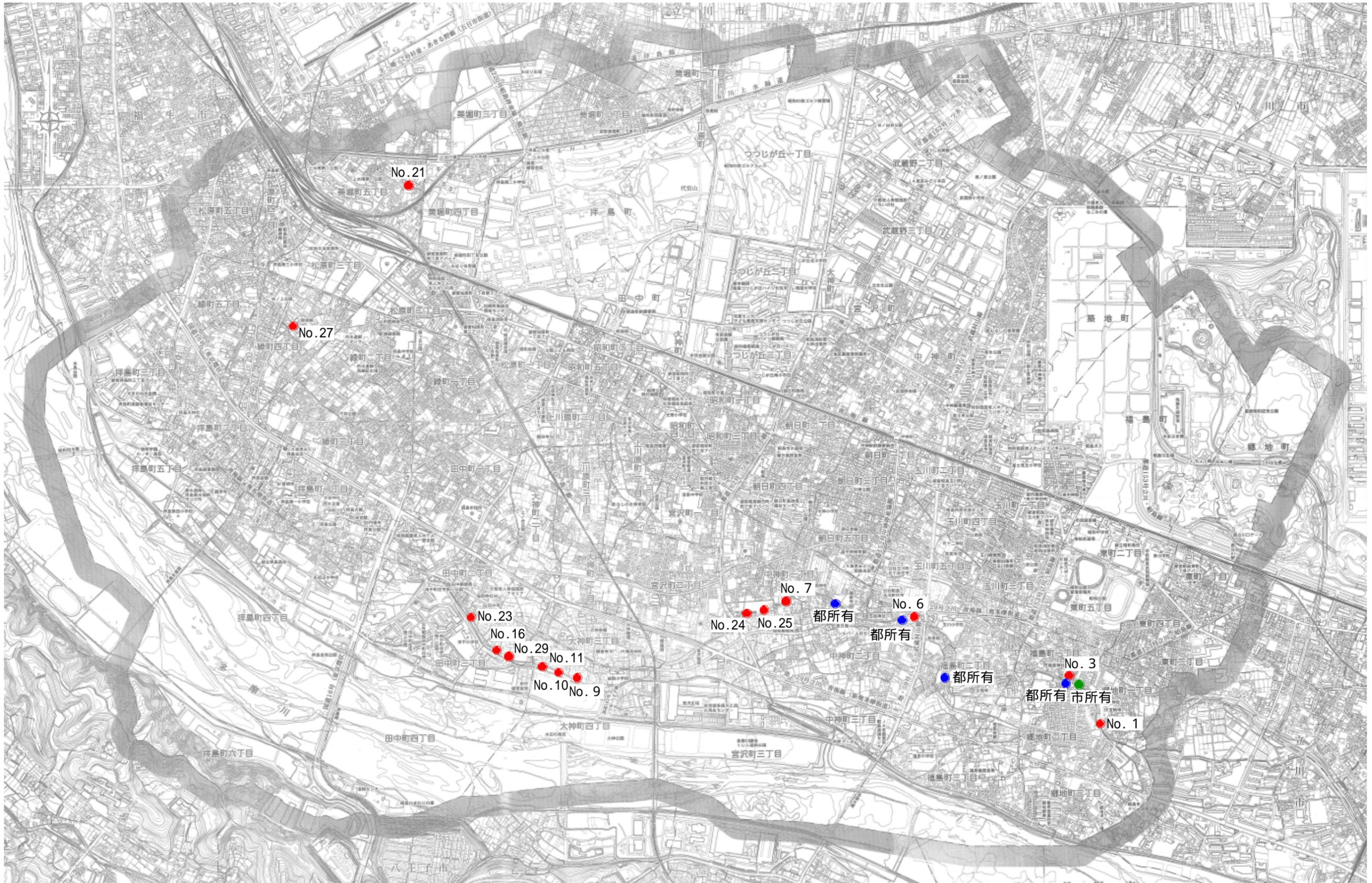
¹ 保存樹木（高さ10m以上、幹周（地上から1.5mの高さ）1.5m以上の樹木）

² 保存樹林（市街化区域内における300m²以上の樹木の集団）

--	--	--	--

合 計 面 積	11,397 m ²	平成18年11月30日現在
---------	-----------------------	---------------

図2 - 2 保存樹林等の位置
平成 18 年 11 月 30 日現在



4) 立川崖線緑地の公有化状況

これまで述べてきた市域の立川崖線の延長は、東西凡そ4キロメートルで、その面積は約104,000㎡である。この大半は社寺を含む民有地であるが、一部、東京都と昭島市が所有している(図2-2 保存樹林等の位置参照)。

東京都は、「東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年12月22日)」に基づき、青梅市から羽村市、福生市、昭島市、立川市を経て国立市に至る立川崖線上の一部を「立川崖線緑地保全地域(平成6年11月5日指定、平成18年10月26日最新区域変更)」に指定しており、その合計面積は、28,014.39㎡となっている。

この内、本市においては中神町一丁目、中神町二丁目、福島町二丁目、福島町一丁目の崖線緑地の一部4,214㎡が都において公有化され、これらの緑地は昭島市において使用が可能となっている。

また、福島町一丁目の緑地の一部、1,011㎡が所有者のご厚意により寄付され、市有地となっている。

表2-3 昭島市域崖線緑地の公有化状況

(1) 東京都による公有化

所 在	地番	実測面積(㎡)	取得年月日(売買)	使用可能期間
福島町一丁目 343.59㎡ (共成小北東)	491-2	165.59	平成8年12月3日	平成 19.7.1~24.6.30
	590-1	178.00		
福島町二丁目 1,533.15㎡ (広福寺西)	456-1	303.15	平成9年1月8日	平成 19.7.1~24.6.30
	457-1	1,230.00		
中神町一丁目 1,640.81㎡ (福厳寺西)	503-1	1,189.68	平成9年11月28日	平成 15.7.1~20.6.30
	515	125.94	平成9年12月5日	
	507-イ	20.61	平成14年9月13日	
	509-1	246.48		
	509-4	58.10		
中神町二丁目 696.51㎡ (和田橋西)	892-1	696.51	平成7年1月17日	平成 17.7.1~22.6.30
都(4箇所)合計		4,214.06		

(2) 昭島市による公有化

所 在	地番	実測面積 (m ²)	取得年月日 (寄付)	使用可能期間
福島町一丁目 1,011.99 m ² (福島神社東)	490-1	255.36	平成 18 年 10 月 2 日	
	490-2	43.67		
	491-1	108.61	平成 18 年 10 月 2 日	
	491-4	120.82		
	491-6	17.35		
	592-1	89.63		
	592-3	29.95	平成 18 年 10 月 2 日	
	593-1	139.58		
	593-2	35.03		
	597	171.99		
	都・市 合計		5,226.05	

(3) 立川崖線緑地を取り巻く課題

平成 18 年度調査によると、崖線及び周辺の宅地開発等により、平成 3 年から平成 18 年の 15 年間に於いて保存樹木が実質 74 本減少（82 本減少、8 本増）し、保存樹林が 0.77ha 減少（平成 3 年時点の保存樹林面積 2.07ha の約 37%）しており、平成 18 年度調査時点において損失のおそれのある樹林地が 3 箇所確認されている。

このような状況において、東京都が現在までに緑地保全地域の指定を行い、昭島市域で公有化した面積は 0.42ha であるが、近年の財政状況等を考慮すると今後、東京都の取得面積が大幅に増大するとは考えにくい。

一方で、残された既存の樹林地についても平成 18 年度調査によると、その管理状況は必ずしも好ましい状態とはいえない。また、同じ平成 18 年度調査では、新たに緑地・樹林地として保存したい候補地を 8 箇所挙げている。

このような状況を踏まえ、平成 18 年度調査を基に、崖線を取り巻く課題を以下に整理した。

1) 樹林地の減少

先にも述べたとおり、平成 18 年までの 15 年間で約 37%の樹林地が減少している（平成 18 年度調査により損失が確認された樹林地は 12 箇所）。

これらの樹林地の損失の原因としては、開発等により宅地・駐車場等への土地利用が転換された例が多くみられ、保存樹林・保存樹木の指定解除も併行して行われている。

また、新たに開発等により損失のおそれのある樹林地が 3 箇所指摘されており、早急に何らかの保全方策を講じないと、今後もこの減少傾向が続くものと考えられる。

2) 保存樹林・保存樹木の未指定の存在

平成 18 年度調査においては、平成 7 年度調査で樹林地として位置づけていない 福島町二丁目（東京都が公有化した緑地保全地域と一体の樹林地）、 宮沢町二丁目（保存樹林 24 号・25 号の隣接地）、 拝島五丁目（学校敷地内の樹林）、 拝島五丁目（学校敷地内の樹林と連続した樹林）、 拝島五丁目（福生市境の雑木林）、 田中町三丁目（田中町団地北側の昭和用水に接する樹林）の 8 箇所の樹林地を新たに保存したい候補地として挙げている。

このように、崖線区域において樹林地が多く存在するにもかかわらず、保存樹木、保存樹林地の指定や公有化等の保全策が講じられている樹林地は少ないのが現状である。

保存樹林・保存樹木の新たな指定は公有地化とは異なり、必ずしも担保性を確保するわけではないが、崖線の樹林をより多く保全する方策の一つとして検討することも必要である。

3) 維持管理と負担

次に樹林地の維持管理の状況について述べる。一般的に崖線樹林地の維持管理は必ずしも良好な状況とはいえず、市域の崖線においても竹林・シュロ等の混在、林床におけるアズマネザサの繁茂、林床の荒廃等が多くみられる。また、崖線樹林地は落葉広葉樹が多いため、落ち葉の処理等も問題となっている。日陰の発生を指摘する声もある。

一方、樹林地の所有者は、平成 7 年度調査（樹林地面積約 10.5ha）によると個人所有地 28.4%、企業所有地 36.4%、社寺所有地 35.2%であり、平成 18 年度調査によると、指定された保存樹林地

1.30haの内、東京都及び昭島市所有の約0.52haを除く約60%が民有地となっている。

このように、崖線樹林地の多くが民間所有地であるため、経費をかけにくい状況があり、維持管理が必ずしも良好となっていないといえる。

樹林地の維持管理をすべて公共でまかなうことは現実的ではないが、現行の剪定費補助制度等の存在はあるものの、所有者の負担軽減策をさらに検討することも選択肢の一つとなる。

4) 湧水の減少

市域の崖線でいくつかの湧水が見られることは先に述べたが、平成18年度調査によると、宮沢町三丁目、大神町三丁目、中神町二丁目等で湧水が枯れてきていることが確認されている。また、これらの原因として、近隣の工事等による地下水脈の切断、周辺の開発等による雨水の地下浸透の減少等を挙げている。

樹林地周辺の湧水は貴重な自然資源であり、樹林地内だけで解決できる課題ではないが、総合的な対応が望まれる。

5) 崖線緑地の安全性確保

市内の崖線樹林地内には、判明しているだけで10箇所以上の防空壕跡の存在が確認されている。これらの防空壕は、崖線の斜面地に設置されており、経年の風化により崩壊等の危険も予測される状況である。

一部の防空壕跡には一定の安全策が施されているものの、子どもたちの立ち入りなども懸念されることから、樹林地の保全と合わせて、崖線樹林地内の安全性の確保にも注意を払う必要がある。

6) ごみ等の不法投棄

平成18年度調査によると、中神町一丁目、宮沢町二丁目等いくつかの樹林地において、産業廃棄物、大型家庭ごみ、土砂等の不法投棄が確認されている。

ごみ等の不法投棄は崖線の樹林地の景観を著しく損なうばかりでなく、下草を失った崖線の斜面には水筋等も発生しており、防災上の問題も懸念される。

早急に不法投棄に対する対策を講じることが必要であるとともに、すでに不法投棄されてしまった樹林地の現状復帰に関しての対策も講じる必要がある。

7) 市民の理解と協力

これまでも崖線に関する行政による啓発活動等は行ってきたものの、まだ市民の中に崖線の重要性に対する認識が浸透しているとはいえない。そのため、崖線緑地の開発等による減少、崖線樹林地内への不法投棄等が行われているとも考えられる。

また、崖線の樹林地は民地が多いことや地形的な特性(斜面地が多い)もあり、中に立ち入ることはもちろん、近くから眺めることも難しい樹林地もあり、市民の身近な存在となっているとはいえない。

市民の貴重な財産である崖線を保全するためには、今後、より多くの市民の理解と協力が一層重要となってくるといえる。

8) 他の自治体等との連携

立川崖線は昭島市内のみ存在するものではなく、JR青梅線青梅駅付近から調布市と狛江市の市境まで連続しており、この崖線全体が緑の軸として保全されてこそ、その存在価値が高まるものと考え

られる。

東京都及び立川崖線関連自治体との連携を図り、立川崖線全体の保全と活用を進めることが求められる。

9) 崖線緑地の現状把握の必要性

崖線緑地に関しては、平成7年度調査(平成6年度及び平成7年度)を実施して以来、民間団体により実施された平成18年度調査があるのみで、市においての調査はなされていない。平成18年度調査によると平成7年度調査時点より樹林値の減少等、崖線緑地の現状は大きく変化してきている。

崖線緑地の現状を正確に把握することは、崖線の保全と活用を進める上で重要なことであり、早急に崖線緑地の調査を可能な限り早期、多角的に実施することが必要である。

第2章 立川崖線緑地の保全と活用に向けて

これまでの現状と課題を踏まえ、本検討会は、(1)崖線緑地の保全に向けた提案、(2)崖線樹林地の啓発と活用に向けた提案、(3)公有化崖線緑地の維持管理に向けた提案を以下に示す。

(1) 崖線緑地の保全に向けた提案

平成7年度調査、平成18年度調査から分かるように、開発等により崖線樹林地は確実に減少してきている。開発された場所を樹林地として復活させることは難しいが、今後とも樹林地の減少を最小限に食い止める方策を講じることが求められる。

こうした点において、崖線樹林地を公有化することが樹林地の恒久的な存続という意味では一番望ましいが、財政上の問題もあり、多くの樹林地を公有化することは難しい。公有化できない樹林地に関しては、制度的な規制等により開発の防止、樹林地の存続を図ることが求められる。

1) 公有化による保全

樹林地の位置や規模、地形、また植生の状況や小動物の生息状況、さらに周辺土地利用との関係、歴史・文化的な価値、景観的な価値及び市民の利活用の観点等から、樹林地を客観的に評価し、重要性の高い樹林地について積極的に公有化することが求められる。

ただし、崖線の公有化は多額の事業費を要することから、今後も国、都などの補助制度の活用と緑化推進基金の状況を十分に考慮しながら、保全すべきと判断される崖線について公有化することが必要である。

《公有化の手法》

「昭島市緑化推進基金」の活用による公有化

市内の緑の保全及び緑化の推進に必要な資金を積み立てるため、市条例により「緑化推進基金」を設置している。イベント事業などを通じて積極的に募金活動を行うとともに、引き続き、予算の範囲内で積み立てを継続し必要な公有化を図る。

開発協議等に伴う公有化

樹林地がやむを得ず開発される場合にあっては、昭島市宅地開発等指導要綱(平成15年10月1日改定)による樹林地確保を厳格に図る必要がある。すなわち、都市計画法第29条に基づく開発行為または集合住宅を建設する事業で、事業区域3,000㎡以上の場合は事業区域の6%以上(3,000㎡未満は3%以上)の公園、緑地を確保するよう指導している。こうした制度により公有化を図ると同時に、要綱以上の緑地確保についても「無償貸与」等による樹林地保全にも取り組む必要がある。なお、所有者からの樹林地の寄付申し出の場合は、管理上の課題も予想されるが、原則は寄付受入れによる公有化が望ましい。

東京都への要請

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「緑地保全地域」の指定による公有地化の促進要請。なお、東京都に対し「みどりの宝くじ」創設と、その収益金を特定財源化する手法についても引き続き、要請する必要がある。

市民公募債発行による公有化【提案】

ミニ市場公募債(住民参加型市場公募地方債)と呼ばれる地方自治体が使い道を明らかにして公募

する債券を活用した公有化。崖線緑地公有化の場合は、事業費確保の側面に加え、崖線に対する市民の意識啓発と、市民参加型による幅広い崖線の保全活動意識醸成の観点からも検討に値する制度といえる。

樹林地に対する相続税納税猶予制度創設等の要請【提案】

相続の発生により樹林地が開発される可能性が高いことから、樹林地を対象とする相続税納税猶予制度創設を国等に要請する必要がある。また、相続税物納地のうち、樹林地にあっては、自治体が保全できる仕組みの構築についても同様である。

2) 法令、条例等による保全

開発等による樹林地の消失を最低限にとどめるためには、法令、条例等による「保全地区」に指定し、開発行為、建築行為等を制限することも有効な保全策である。ただ、法令、条例等により規制内容や担保性が異なったり、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」のように、将来的に土地の買い取り義務が発生する場合もあるので、樹林地の特性にあった指定を行う必要がある。

緑地保全地域等の指定 都市緑地法に基づく「緑地保全地域」の指定や、将来的に土地の買取義務が発生するが「特別緑地保全地区」の指定による樹林地の保全。

風致地区指定 都市計画法に基づく「風致地区」の指定により、土地の造成、建築物の位置や形態、デザイン、高さ、建ぺい率、外壁と敷地境界線までの距離などを制限することによる樹林地の保全。

地区計画制度 都市計画法に基づく「地区計画制度」により、建築物に関する制限や緑地の保全について定める（現存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全）ことによる樹林地の保全。

市民緑地制度 都市緑地法に基づく「市民緑地制度」により、土地所有者と市が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開することによる樹林地の保全（300㎡以上。樹林地の管理は市が実施）。

保存樹木・保存樹林制度 「昭島市みどりを守り育てる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」の指定による樹林地の保全。

保存樹木の追加指定と指定緩和【提案】

保存樹木については、当初からの指定が圧倒的であり、追加は極めて少数である。しかし、市域にはまだ、指定されていない該当樹木の存在が予想される。PRを積極的に行うほか、必要に応じて発掘調査を行い、保存樹木の掘り起こしに努めることが求められる。

なお、樹高、幹周りによる現行の指定方法に限定せず、貴重種、あるいは歴史的・文化的な樹木の指定についても将来的には検討すべきと考える。

民有地版アダプト制度の研究【提案】

土地所有者と市、維持管理を行う団体等の3者協定により、一定期間、民有樹林を一般市民が利活用できる制度の研究を提案する。都市緑地法による市民緑地制度は300㎡以上が対象であるが、本制度は、例えば50㎡以上でも可とする。市は鎌、ヘルメットなどの道具の購入費などを維持管理を行う団体に補助する一方、その樹林地を市民に公開する。公園、道路などの公共施設で実施されているアダプト制度の民有地版である。

3) 総合的な保全策の推進

崖線斜面地上部の農地の保全、崖線斜面地上部における雨水浸透の促進等、崖線樹林地以外の担当各課が一体となって保全策の実現に向けて各々の政策を進める必要があり、関連各課との調整を充分

に行い、総合的に保全策の実現に向けての検討を行うことが重要である。

また、崖線樹林地に隣接した用水路、社寺境内地等と一体に崖線樹林地を整備、利用することにより、崖線樹林地の魅力を増大できることから、周辺部も含めた保全策の実現に向けての検討を行う必要がある。

(2) 崖線緑地の啓発と活用に向けた提案

昭島市に残されている崖線緑地は、その土地所有形態、地形、樹木等の状況等それぞれ異なっており、保全策についても、各々の崖線緑地により異なってくる。崖線緑地の様々な保全策を実現させるためには、崖線緑地の実態をきめ細かく把握する必要がある。

一方、崖線緑地は、それを積極的に活用することによって、その存在価値が増大し、保全する意味合いも大きくなる。また、崖線緑地が常に人の目に触れることにより、維持管理状況を確認しやすくなるとともに、崖線緑地に対する市民の理解を向上させることができる。

1) 崖線緑地の実態把握

先に述べたとおり、崖線樹林地の調査については、市が平成7年度調査を実施して以来、民間団体による平成18年度調査があるのみである。

崖線樹林地の保全策を実施するにあたっては、各々の崖線樹林地の特性を十分に把握する必要がある。早急に各々の崖線樹林地の区域、土地所有状況、植生調査等を含めた詳細な現況調査を実施することが望まれる。これにより、各樹林地の特性に応じた保全策の検討も可能となる。

所有者アンケート

市域の崖線緑地の多くは民有地である。こうした所有者についてアンケート調査を実施し、崖線の所有をどう考え、所有することの課題は何であるのか等の意識を把握することも必要である。

自然環境調査の実施

崖線における自然環境調査の実施は、崖線保全策の第一歩ともいえる。動植物全体の实態把握が対象となるが、当面、植生調査の実施について、時期や手法も含め早急に検討する必要がある。市民との協働の視点からの実施体制も考慮する必要がある。

2) 市民に向けた啓発活動

崖線樹林地の存在や役割について市民に広くアピールするとともに、自然環境の学習の場、崖線樹林地を活用したイベント(市民による維持管理活動、ワークショップ等)等を実施し、市民に崖線樹林地の重要性を十分に認識してもらうことが求められる。また、市民と一体となった崖線樹林地の保全策の実現に向けての検討、NPOや市民団体等との連携も保全策の実現のためには必要である。

崖線のPR

広報あきしま、ホームページのほか、各種イベントにおいて崖線の現状や存在意義について啓発展示を行い、市民にPRする必要がある。

崖線ガイドブックの発行

崖線緑地の存在そのものには気づいているものの、崖線の持つ機能や役割といった、本来の意義について認識している市民はまだ少数といえる。このため、市民が散策できるよう、ガイドブックのようなものを作成することも有効である。作成にあたっては、市民の協力を得ることも大事である。

公有化樹林地の案内板設置

公有化された崖線樹林については、アプローチとなる地点などに案内板を設置し、市民への周知を図る必要がある。

また、案内板には湧水保全など、崖線緑地の意義についても記載する工夫も加えることが望ましい。さらに、崖線内に点在する防空壕跡については、中・長期的な安全防護柵の設置を進める必要がある。

「緑化推進基金」募金活動の活性化

従来のイベント等における募金活動に留まらず、更なるPRの充実などによる募金手法の工夫を行い、募金活動の盛り上げを図る必要がある。愛称的なネーミングについても、検討が必要である。

3) 崖線緑地の活用

公有化等を進め、市民が崖線樹林に親しむ機会が増大することにより、市民の崖線樹林に対する意識を啓発し、崖線樹林保全の必要性に対する理解を高める必要がある。

環境学習の場

崖線樹林地を環境学習の場等として活用することにより、維持管理の状況を確認できるとともに、ごみの不法投棄を未然に防ぐこともできる。また、特に子どもたちが崖線に接する機会についても検討が必要である。

市民参加の下草刈り等イベントの開催

土地所有者の理解を得て、下草刈りや清掃イベントを実施し、市民の崖線樹林に対する意識を啓発するとともに、土地所有者の維持管理経費の軽減を図る。

(3) 公有化崖線緑地の維持管理に向けた提案

崖線緑地の維持管理については、所有者の大きな負担となっている、ごみの不法投棄が見られる、全体的に手入れが行き届かず樹林地の持つ本来の機能や役割が果たされていない現状がある。

ここでは、公有化された崖線樹林地の一般的な維持管理に関する提案を行う。

1) 崖線緑地の維持管理

崖線緑地を保全するためには、崖線緑地自体の維持管理を十分に実施することが必要である。

崖線緑地の維持については、下草刈りや間伐等も一定程度は必要であるが、生態系への配慮や崖崩れ等への影響も考慮するなど、それぞれの崖線の特性に応じた維持・管理が求められる。

崖線緑地内の樹木の少ない部分、裸地等に地域特性にあった樹木を新植することで、健全な崖線緑地の育成を図る。

崖線の中には部分的には急傾斜地もあり、維持管理には相当の技術力と安全確保が求められる場合もあるので、留意する必要がある。

2) 樹木の維持管理

公園や街路樹等とは異なり崖線緑地は基本的に自然林である。崖線緑地においては樹木の育成に適した環境を整える形での維持管理(下草の処理、倒壊の危険のある樹木の除去等)を原則とし、基本的には自然樹形を保つようにすることが望ましい。

しかし、周辺が市街化し、各々の崖線緑地の規模も小さくなっていることから、崖線緑地自体が自然環境と異なってきている。樹木についても樹木自体を保全するため、また、周辺住宅地への影響を少なくするために、ある程度の維持管理を行う必要が生じている。

自然樹形を基本として樹木を育成し、剪定等は最小限にとどめることにより、崖線樹木の保全を図る。

剪定は、当該地の状況を十分に把握した上で実施することとし、強剪定は崖線緑地の景観を損なうばかりでなく、つる性植物に覆われる等の危険性もあるため慎重に実施する必要がある。

3) 市民協働による維持管理

公園や道路などを定期的に美化・清掃活動していただくボランティアを登録するアダプト制度を公有化された樹林地にも導入すべきである(仮称「森守(メイ)制度」の提案。なお、民有地におけるアダプト制度については、保全案として提示している)。

また、必要に応じて崖線緑地の維持管理に関する市民参加型の体験講座(ワークショップ)を実施し、様々な実証や検討を実施することも求められる。